

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

可児市は、子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

可児市長

## 公表日

令和5年2月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て支援に関する事務
②事務の概要	・子どものための教育・保育給付に係る支給事務 ・子育てのための施設等利用給付に係る支給事務 ・地域子ども・子育て支援事業の実施 ・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、宛名管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、口座システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援システムファイル、宛名ファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、口座システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の13、116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	可児市こども健康部こども課 〒509-0209岐阜県可児市下恵土一丁目100番地 可児市子育て健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	可児市こども健康部こども課 〒509-0209岐阜県可児市下恵土一丁目100番地 可児市子育て健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月19日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5② 所属長	課長 高井 美樹	課長 河地 直樹	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 7 請求先	可児市健康福祉部健康増進課	可児市こども健康部健康増進課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 8 連絡先	可児市健康福祉部健康増進課	可児市こども健康部健康増進課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成30年5月1日	I 5① 部署	〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	事後	庁舎移転に伴うもの
平成30年5月21日	I 5② 所属長の役職名	課長 河地 直樹	課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成30年5月1日	I 7 請求先	〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	事後	庁舎移転に伴うもの
平成30年5月1日	I 8 連絡先	〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	事前	庁舎移転に伴うもの
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	項目の追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年3月19日	I 1 事務の概要	・子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者の負担区分の決定等)。 ・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。	・子どものための教育・保育給付に係る支給事務 ・子育てのための施設等利用給付に係る支給事務 ・地域子ども・子育て支援事業の実施 ・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。	事後	再実施に伴う見直し及び子ども子育て支援法の改正によるもの
令和2年3月19日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の94の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の94の項	事前	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 4② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の13の項、116の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の13、116の項	事前	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 5① 部署	可児市こども健康部こども課 〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	こども課	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 7 請求先	可児市こども健康部こども課 〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	可児市こども健康部こども課 〒509-0203岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 8 連絡先	可児市こども健康部こども課 〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	可児市こども健康部こども課 〒509-0203岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II 1 対象人数いつの時点の計数	H26.6.30	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II 2 取扱者数いつの時点の計数	H26.6.30	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV 4 委託しない	○	-	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV 4 委託リスク	-	十分である	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV 6 接続しない(入手)	○	-	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV 6 入手リスク	-	十分である	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	IV 8 監査(内部監査)	-	○	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和5年2月27日	I 4② 法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	年1回の見直しによるもの
令和5年2月27日	I 7 請求先、I 8 連絡先	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0203岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0209岐阜県可児市下恵土一丁目100番地 可児市子育て健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)	事後	年1回の見直しによるもの